

平成21年度 事業計画書（案）

（平成21年4月1日～平成22年3月31日）

【基本的指針】

法人会は、良き経営者を目指すものの団体として会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営及び社会の健全な発展に貢献します。

【活動の基本方針】

前年度同様、新公益法人制度への対応を最重要課題と位置付け、「公益目的事業比率50%以上」「遊休財産額が一定の制限を超えないこと」等々のハードル(認定条件)に焦点を当て、これら条件をクリアすべく体制を整備し、早い機会に公益認定が実現できるように準備を加速します。また、本年度が社団法人化して30周年に当たることから、具体的事業活動においては、社会貢献活動の尚一層の充実を図るとともに、原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、以下に掲げる諸施策に取り組めます。

【主な事業計画】

1. 公益目的事業の推進

(1) 研修活動の充実

税法・税務を中心に研修会の開催強化に努め、研修教材を充実させることによって研修参加人員の増大を図ります。

また、新公益法人制度を踏まえ、会員事業所に加えて一般市民等にも対象を広げた研修・講演会を開催し、一層公益性を高めることとします。(研修会に非会員が参加する場合は、教材費について実費負担いただく予定。)

(2) 税に関する啓発活動の充実

イ、申告納税制度の一層の定着に資するため、研修会・広報事業等を通じて消費税の「期限内納付推進運動」並びに「e-Tax」の普及推進に努めます。

ロ、青年部会活動の大きな柱である「管内小学校での租税教育活動」を積極的に展開する一方、女性部会においても「税に関する絵葉書教室を通じての税の啓発活動」を(対象範囲を広げるなどして)活発に行います。

ハ、上記ロ、の実施に当っては、全法連作成のマンガ本ほかの租税教育用教材をフルに活用し、内容の充実を図ります。

(3) 税制改正への提言

本事業は全法連が主導している事業です。平成21年度改正においては、中小法人等の軽減税率の時的引下げ、取引相場のない株式等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度創設が行われるなど、中小企業関係税制について一定の改善措置が講じられました。

しかしながら、昨今の景気の急速な悪化を受け、中小企業を取り巻く環境は更に厳しさを増す一方、国・地方の深刻な財政事情によって、経済の成長と財政の健全化に向けた歳入・歳出改革が避けられない重要課題となっています。更に人口減少と超高齢化社会そし

